

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	1
○肥料の登録(七二四・水田総合利用課).....	1
○大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(七二五・商業貿易室).....	1
○道路区域の変更(七二六・道路課).....	2
○道路の供用開始(七二七・道路課).....	2
○県営土地改良事業の換地計画の決定(仙北地域振興局農林部).....	2
○市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(仙北地域振興局農林部).....	2
○秋田県議会議事事務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令(二・議事事務局総務課).....	2
○秋田県議会議事事務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令(二・議事事務局総務課).....	2
○公の施設における指定管理者の指定(一八・保健体育課).....	3
○秋田県立特殊教育学校の生徒の募集(特別支援教育課).....	3

告示

○肥料の登録(七二四・水田総合利用課).....1

教育委員会告示

○秋田県議会議事事務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令(二・議事事務局総務課).....2

告示

秋田県告示第七百二十四号
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき、公告する。
平成十八年十月十三日
秋田県知事 寺田典城

登録番号 秋田県 第二百十号	肥料の種類 及び名称 混合有機質肥料 太平混合有機九一	保証成分量(%) その他の規格 窒素全量九・〇 リン酸全量一・〇	生産者 氏名又は名称 太平物産株式会社	住居 秋田市卸町三丁目三番一号	登録の有効期間 平成十八年十月二日から平成二十一年十月一日まで
----------------------	--------------------------------------	---	---------------------------	--------------------	------------------------------------

秋田県告示第七百二十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。
平成十八年十月十三日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社しまむら 代表取締役 野中正人
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションモール大曲

大仙市戸地谷字川前百九十八番外

変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
ア 変更前 千九百九十九平方メートル
イ 変更後 二千十四平方メートル
- (2) 駐車場の収容台数
ア 変更前 九十三台
イ 変更後 百一台
- (3) 駐輪場の収容台数
ア 変更前 五十九台
イ 変更後 六十七台
- (4) 荷さばき施設の面積
ア 変更前 百四十三・九七平方メートル
イ 変更後 百四十八・一六平方メートル
- (5) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 変更前
株式会社しまむら

- (四) 変更する年月日
平成十九年六月六日
- (五) 変更する理由

(7) 駐車場の自動車の出入口の数

- ア 変更前 三か所
イ 変更後 四か所

(6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ア 変更前 午前九時四十五分から午後九時十五分まで
イ 変更後 午前九時四十五分から午後八時四十五分まで

(5) 変更する理由

- ア 変更前 三か所
イ 変更後 四か所

- 業態変更のため
- 二 届出年月日
平成十八年十月五日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
大仙市役所 農林商工部 商工観光課
(二) 縦覧期間

- 平成十八年十月十三日から平成十九年二月十三日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課商業貿易室
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第七百二十六号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十八年十月十三日
秋田県知事 寺田典城

道路の種類		旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
一般国道	新		三百四十一号	由利本荘市岩城滝俣字八舎田一五番一から字八舎田一一七番二まで	一一・四〇〇〇四八・六〇	〇・二三五
	旧		三百四十一号	〃	七・〇〇〇二〇・八〇	〇・二四四

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路課
(二) 期間 平成十八年十月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第七百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十八年十月十三日

- 一 供用開始の区間
秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	百五号	大仙市飯田字続橋通一九一番二から和合字田中一七一番まで

- 二 供用開始の期日 平成十八年十月十三日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路課
(二) 期間 平成十八年十月十三日から同月二十六日まで

公 告

- 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十八年十月十三日
- 一 縦覧に供すべき書類の名称 秋田県知事 寺田典城
場整備事業 換地計画書の写し 県営土地改良事業(八幡地区)は
- 二 縦覧期間 平成十八年十月十六日から同年十一月十三日まで
- 三 縦覧場所 大仙市中仙総合支所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、大仙市からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十八年十月十三日

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 秋田県知事 寺田典城
単小規模土地改良事業)計画書及び条例の写し 市営土地改良事業(立石地区)は
- 二 縦覧期間 平成十八年十月十六日から同年十一月十三日まで
- 三 縦覧場所 大仙市役所

議 会 訓 令

秋田県議会訓令第2号

事務局一般
秋田県議会議事務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十八年十月十三日
秋田県議会議長 中泉 松之助

正する訓令
秋田県議会議事務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令

秋田県議会議事務局の組織及び事務に関する規程(昭和三十年十月一日制定)の一部を次のように改正する。
第七号中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。
第九号中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 職員(臨時的任用職員を除く。)の育児休業及び部分休業に関すること。

附 則

この訓令は、平成十八年十月十三日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

秋田県教育委員会告示第十八号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成十八年十月十三日

秋田県教育委員会委員長 鈴木 長 男

一 秋田県田沢湖スキー場

(一) 指定管理者の住所及び名称

仙北市田沢湖生保内字下高野七十三番地二

田沢湖高原リゾート株式会社

(二) 指定の期間

平成十八年十一月一日から平成十九年五月三十一日まで

二 秋田県立田沢湖スポーツセンター

(一) 指定管理者の住所及び名称

仙北市田沢湖生保内字下高野七十三番地二

田沢湖高原リゾート株式会社

(二) 指定の期間

平成十八年十一月一日から平成二十三年三月三十一日まで

教育委員会公告

平成十九年度に秋田県立特殊教育学校高等部及び高等部専攻科に入学する生徒並びに幼稚部に入学する幼児を次のとおり募集するので、秋田県立特殊教育学校学則(昭和六十年秋田県教育委員会規則第八号)第九条の規定により、公告する。

平成十八年十月十三日

秋田県教育委員会委員長 鈴木 長 男

高等部及び高等部専攻科の課程

一 入学願書の提出期日及び提出先

(一) 提出期日 平成十九年一月十五日(月)から同月二十五日(木)まで

(二) 提出先 各志願先特殊教育学校長

二 入学選考期日及び選考内容

(一) 期日 平成十九年三月二日(金)

(二) 内容 各特殊教育学校の志願者の実態に応じて面接等を行う。

三 募集する学校名、部科名、学科名及び人員

学校名 部科名 学科名 募集人員

秋田県立盲学校

高等部

保健療科

男女 八名

秋田県立聾学校

高等部

印刷情報科

男女 八名

秋田県立聾学校

高等部

産業技術科

男女 八名

秋田県立秋田養護学校

高等部専攻科

印刷情報科

男女 九名

秋田県立勝平養護学校

高等部

印刷情報科

男女 八名

秋田県立比内養護学校

高等部

普通科

男女 二四名

秋田県立能代養護学校

高等部

普通科

男女 一六名

秋田県立養護学校

高等部

普通科

男女 一六名

秋田県立養護学校

高等部

普通科

男女 一六名

秋田県立栗田養護学校

高等部

普通科

男女 二四名

秋田県立ゆり養護学校

高等部

普通科

男女 一六名

秋田県立大曲養護学校

高等部

普通科

男女 一九名

秋田県立横手養護学校

高等部

普通科

男女 一六名

秋田県立稲川養護学校

高等部

普通科

男女 一六名

四 合格者の発表 平成十九年三月九日(金)

一 募集学校 秋田県立聾学校

二 募集人員 男女五名

三 入学願書の提出期日及び提出先

(一) 提出期日 平成十九年一月十五日(月)から同月二十五日(木)まで

(二) 提出先 秋田市土崎港北二丁目十七番七十号 秋田県立聾学校長

四 就学相談・選考期日 平成十九年三月二日(金)

五 合格者の発表 平成十九年三月九日(金)

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄